



2017年4月1日から固定価格買取制度の改正（改正FIT法）により、発電設備の保守・点検等が義務化されました。

2012年7月1日以降に 固定価格買取制度の認定を受けた すべての方が手続きの対象です。

新制度への移行手続き（みなし認定）については遵守・推奨事項があり、手続きを行わなかった場合、認定を失効する恐れがあります。

※ 特定太陽光の方は除く

（平成24年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備。設備IDが「F」から始まるもの。）

要求事項	遵守事項	1. 事業計画書の提出 2. 関連法令・条例の遵守 3. 発電設備の保守点検および維持管理 4. フェンスの設置 5. 標識の掲示（20kw未満を除く）
	推奨事項	6. 遠隔監視装置の導入 7. 定期的な除草

お問い合わせ

株式会社PVレンジャー
TEL 03-6805-2900
URL pvranger.com



改正FIT法対策はお済みですか？ ネミーグループが問題を解決します。

改正FIT法の対応ご相談ください。

「定期メンテナンス」

低圧 74,000円～

「フェンス設置」

7,000円/m～
※門扉除く
※設置工事含む

「標識」

15,000円/式～
※2枚/式
※標識のみ

「遠隔監視システム」

298,000円～
※10年間通信料含む

「コンサルティング」

15,000円/件～

「その他オプション」

除草/洗浄

その他、太陽光発電に関する様々なトラブルにも対応いたします。

お問い合わせ

ネミー株式会社
TEL 03-6805-2564
URL nemy.co.jp

